

基本計画の総合的推進施策

本章では、計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進」では、「環境教育・学習の推進」と「パートナーシップの構築」を掲げていますが、本報告書では、「第2章 重点分野」に掲載しました。

■環境調査等の実施状況

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

環境調査

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望まして選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針（第4章114ページ）が、原則として全ての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は一定規模以上の事業を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続きを経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

＜環境調査制度の対象＞

- 市が実施する大規模な開発事業
- 民間事業者や国・県・公団等の機関が実施する大規模な開発事業に係る許認可方針・協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関して市が策定する計画、要綱等

実施状況

2003年度に、環境調査制度の手続きを経て、事業実施が公表された2件について、その概要は次のとおりです。

1 (仮称)百合ヶ丘第二団地立替計画

位置	事業主体		都市基盤整備公団	神奈川地域支社
事業の目的	本計画は、都市基盤整備公団が、麻生区百合ヶ丘3丁目にある老朽化した中層共同住宅（4～5階建28棟、合計666戸）を、中高層共同住宅（5～10建15棟、合計619戸）に建替えるものであり、併せて、公園、道路の拡幅や集会施設等を整備し、住宅の質の向上と共に良好な住環境形成を図るものである。			
事業の概要	敷地面積：42,110 m ² 建築面積：13,484 m ² 延床面積：53,062 m ² 計画人口：1,860人（計画戸数：619戸） 規模：地上5～10階建15棟、高さ約15.55～29.95m			
環境配慮の状況	大気	①大気汚染 ②温暖化等 ③オゾン層破壊		
	水	①水量 ②水循環		
	生物	①植物 ②動物		
	緑	①公園緑地 ②緑化地		
	静けさ	①騒音 ②振動		
	都市気温	①エネルギー ②都市排熱		
	資源・廃棄物	①資源 ②廃棄物		
	建造物影響	①電波 ②ビル風 ③日照 ③人工光		
	都市アメニティ	①都市景観 ②オープンスペース ③利用者に優しい公共施設		
指摘事項	なし			

2 (仮称) 矢向マンション建設設計画

位 置	幸区塚越3丁目451番地		事業主体	住友不動産(株) エスエフ開発(有)		
事業の目的	本計画は、住友不動産株式会社及びエスエフ開発有限会社共同で、幸区塚越3丁目にある工場跡地において、地下1階地上51階建ての分譲共同住宅（合計900戸）の建設を行い、併せて広場、緑地、駐車場、集会所等を総合的に整備し、良好な住環境の形成を図るものである。					
事業の概要	敷地面積：26,249 m ² 建築面積：5,076 m ² 延床面積：123,127 m ² 計画人口：2,750人（計画戸数：900戸） 規模：地下1階地上51階建、高さ約172m					
環境配慮の状況	大 気	①大気汚染 ②地球温暖化等 ③オゾン層破壊				
	水	①水量 ②水循環				
	生物	①植物 ②動物				
	緑	①公園緑地 ②緑化地				
	都市気温	①エネルギー ②都市排熱				
	資源・廃棄物	①資源 ②廃棄物				
	建築物影響	①電波 ②ビル風 ③日照				
	都市アメニティ	①都市景観 ②オープンスペース ③利用者に優しい公共施設				
指摘事項	敷地面積の25%の緑化地が確保される計画であるが、地域のランドマークとなる建築物であり、また、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象緩和の観点から、できる限りの緑化を図るため、供用棟の屋上緑化を検討すること。					

環境影響評価

川崎市は、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑化し、1997年6月には「環境影響評価法」（環境アセスメント法）が制定され、方法書手続（スコーピング）等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、現行条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう評価項目及び評価手法の充実及び手続きの効率化が図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

実施状況

2003年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 条例環境影響評価準備書等受理状況

件 数	件 名
19件	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 中丸子Ⅰ街区住宅開発計画 ・(仮称) 中丸子Ⅱ街区住宅開発計画 ・(仮称) 野川プロジェクト ・(仮称) 戸手本町計画 ・(仮称) オーベル川崎計画 ・(仮称) ブラウド武蔵小杉計画 ・(仮称) 久地プロジェクト（条例方法書） ・(仮称) 水沢地区知的障害者入所更正施設 ・(仮称) 黒川はるひ野集合住宅計画 ・仮称土橋小学校新設計画 ・鷺沼配水所プール跡地整備計画 ・トラックキャブ塗装工場更新計画 ・上麻生三丁目共同住宅建設事業 ・仮称昭和音楽大学新百合ヶ丘校建設事業 ・(仮称) NIPPO 小島町処理工場（条例方法書） ・(仮称) 元住吉プロジェクト ・(仮称) 武蔵小杉駅前グランド地区開発プロジェクト（条例方法書） ・武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業（条例方法書） ・(仮称) ガーデンズコート武蔵小杉計画

2 環境影響評価審査書の公表

件 数	件 名
15 件	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 百合ヶ丘第二団地建替計画 ・塩化ビニル高炉原料化設備(自主的環境影響評価審査書) ・(仮称) 川崎駅西口堀川町地区開発事業 ・仮称小倉 D・E 住宅建設計画 ・(仮称) 溝の口久本マンション計画 ・(仮称) 中丸子Ⅰ街区住宅開発計画(条例方法審査書) ・(仮称) 中丸子Ⅱ街区住宅開発計画(条例方法審査書) ・(仮称) 野川プロジェクト ・(仮称) 戸手本町計画・(仮称) オーベル川崎計画 ・(仮称) プラウド武蔵小杉計画 ・(仮称) 久地プロジェクト(条例方法審査書) ・(仮称) 水沢地区知的障害者入所更正施設(自主的環境影響評価審査書) ・(仮称) 黒川はるひ野集合住宅計画 ・仮称土橋小学校新設計画・鶯沼配水所プール跡地整備計画(自主的環境影響評価審査書) ・トラックキャブ塗装工場更新計画

3 環境影響評価審議会の開催状況(2003年4月～2004年3月)

件 数	件 名
12 件	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 川崎駅西口堀川町地区開発事業 ・矢向マンション建設計画 ・(仮称) 百合ヶ丘第二団地建替計画 ・(仮称) 中丸子Ⅰ街区住宅開発計画 ・(仮称) 中丸子Ⅱ街区住宅開発計画 ・(仮称) 溝の口久本マンション計画 ・(仮称) 久地プロジェクト ・トラックキャブ塗装工場更新計画 ・(仮称) NIPPO 小島町処理工場 ・扇島パワーステーション ・(仮称) 武蔵小杉駅前グランド地区開発プロジェクト ・武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業

■広域的な対応の推進

今日的な環境問題の解決に向けては、市域における取組にとどまらず、関係する行政機関や近隣自治体との協調と連携が必要となります。

市では、八都県市首脳会議等を通して、広域的な取組に積極的に参加・協力すること等により、広域的な対応を推進しています。

取組状況

八都県市首脳会議における取組

2003年度の八都県市首脳会議における廃棄物問題及び環境問題（地球環境の保全、大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策、東京湾の水質改善、緑の保全・再生施策等）の検討状況の概要は、次のとおりです。

● 環境問題

- ・東京湾の水質改善に向け、新たに策定した「環境ホルモン共同調査計画」の評価を行うとともに、継続して環境ホルモン共同調査を実施し、公共用水域における実態を把握することとしました。
- ・首都圏の広域的な緑のネットワーク構築のため、具体的な連携施策の実現に向け調査・検討を進めるとともに、税制上の軽減措置や補助施策の拡充等に関して国等への要望を引き続き行うこととしました。
- ・地球温暖化防止対策やダイオキシン類対策については、2003年度の実施結果を踏まえて、引き続き実施することとしました。

● 廃棄物問題

- ・電子機器類の事業者自己回収を促進するため、事業者団体と共同したキャンペーン

大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策

⇒ 「第2章の
重点分野」の
「大気汚染の
低減」重点的
取組事項の実
施状況に掲載

を実施しました。

- ・第43回ハ都県市首脳会議で採択された「不法投棄撲滅宣言」を受け、排出事業者等に産業廃棄物の適正処理を訴えるとともに、広域的な監視活動等を強化し、不法投棄を許さない社会の実現に向けた取組を行いました。
- ・廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理の促進に向け、取組が必要な事項について引き続き検討を行うこととしました。

■ 神奈川県公害防止推進協議会における取組

神奈川県、横浜市、川崎市で組織する「神奈川県公害防止推進協議会」には、「自動車交通公害対策」、「浮遊粒子状物質対策」「化学物質環境問題」の3つの部会があり、広域的な公害問題の解析、対策について協同で取組んでいます。その一環として、協同でパンフレット等を作成、配布する等、普及・啓発活動も行っています。2003年度は、ディーゼル車運行規制についてのパンフレット等を作成し広報に努めるとともに、浮遊粒子状物質（特にPM2.5）の共同調査、化学物質の講演会を実施しました。

■ 川崎市自動車公害防止推進協議会における取組

2003年6月に、第19回川崎市自動車公害防止推進協議会を開催し、2003年度～2005年度までの市及び関係団体、関係機関の自動車対策に関する施策をとりまとめて、「川崎市自動車公害防止計画」の改訂を行いました。また、ディーゼル車運行規制の周知及び対策の推進を図れるよう協議しました。

■ 環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2003年に市が提供した環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー（環境）から御覧いただけます。
	環境情報	1回／月	区役所の情報サービスコーナー 環：環境調整課
緑・公園	環境局事業概要（緑編）	1回／年	環：緑政課緑政企画担当
公害	環境局事業概要（公害編）	1回／年	環：企画指導課公害企画担当
	川崎市における大気汚染（測定結果）	1回／年	環：公害監視センター
	川崎市公害研究所年報	1回／年	環：公害研究所
	水質年報	1回／年	環：環境対策課
廃棄物	環境局事業概要（廃棄物編）	1回／年	環：廃棄物企画担当

■ 環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2003年度に公害研究所及び衛生研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

＜公害研究所における調査研究結果＞

テーマ	ディーゼル車排出ガス等局地汚染対策研究事業
目的	本研究事業は国と地方の研究機関が共同で行う環境省の地域密着型環境研究として選定された事業で2002年度から2004年度の3か年で実施するものであります。（独立行政法人国立環境研究所、同産業技術総合研究所、同産業医学総合研究所の3研究機関と川崎市公害研究所との共同研究） 本研究テーマは「ディーゼル車排出ガスを主因とした局地汚染の改善に関する研究」であり、ディーゼル車排出ガスによる環境汚染の著しい産業道路沿道に想定される種々の環境改善対策について、その効果を予測し、本地域に最も効果的な局地汚染対策手法の構築を図り、環境改善施策の提案を行うことを目的としています。

テーマ	ディーゼル車排出ガス等局地汚染対策研究事業
内 容	<p>1 局地汚染対策手法の構築のために実施する3か年の各研究機関の役割分担は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国立環境研究所 局地汚染地域の模型による風洞実験の実施 (2) 産業技術総合研究所 局地汚染地域の数値シミュレーションの実施 (3) 産業医学総合研究所 多環芳香族炭化水素類（PAH）等有害物質の低減のための検討 (4) 川崎市公害研究所 ディーゼル車に係るエミッション調査の実施 <p>2 役割分担に基づく平成15年度の川崎市公害研究所の実施内容 時間値レベルの拡散モデルの検証を実施するため、産業道路池上新町交差点周辺の窒素酸化物、粒子状物質等の測定及び自動車交通量調査の冬季調査を実施しました。また、自動車排出ガス量の計算モデルを用いて、走行量データと沿道における窒素酸化物及び粒子状物質測定濃度を結びつける排出量推計値の有用性について検討しました。</p>
結 果	池上新町交差点周辺の局地大気汚染の状況を把握するため、窒素酸化物と浮遊粒子状物質について濃度分布調査を実施した。この結果局地汚染の状況は、窒素酸化物濃度では交通量と比例するが、浮遊粒子状物質濃度では窒素酸化物濃度とは異なり、交通量と比例せず風速への依存度が高いことが示唆されました。自動車排ガス量の推計モデルを用いて、実測した窒素酸化物濃度及び浮遊粒子状物質濃度との相関を見ると、走行量よりも排出量推計値との相関が高くなることから、道路からの精度の高い汚染物質排出量を推計することにより、沿道の汚染状況を簡易的に把握できると考えられます。
活 用	国等の研究機関と共同で実施している局地汚染地域を想定した風洞実験や拡散シミュレーションなどの検証のための環境濃度調査を実施し、局地汚染地域に対する効果的な対策の提言に結びつけたいと考えています。

テーマ	SPM 高濃度要因の解明における成分濃度の時間推移
目 的	川崎市では大気汚染改善のためにディーゼル車運行規制をはじめ、様々な対策がとられており、SPM の環境濃度は徐々に改善傾向がみられるものの、依然として高濃度日の出現がみられており、環境基準の達成を困難にしています。本研究では、SPM 高濃度日と非高濃度日において SPM の主要成分である水溶性イオン成分濃度の時間推移を比較調査することにより、SPM が高濃度となる要因を解明し、今後の SPM 削減対策の基礎資料とするものです。
内 容	SPM 濃度の一時間毎の常時監視を行っている川崎市内の一般環境大気測定局 3 地点（川崎、高津、多摩）において SPM 高濃度時（2003 年 11 月 1 日～4 日）と、比較のために高津測定局の非高濃度時（2003 年 11 月 14 日）の β 線式 SPM 自動計測器で捕集されたガラス纖維ろ紙を回収しました。これらのろ紙から、11 月 1 日午前 2 時から 11 月 4 日午前 11 時まで 3 時間毎のろ紙を切り出し、超純水で超音波抽出を行った後、イオンクロマトグラフ装置を用いて水溶性イオン成分の測定を行いました。
結 果	イオンクロマトグラフの測定結果から、全イオン成分濃度と SPM 濃度の時間推移での比較を行ったところ、SPM 濃度の上昇と全イオン成分濃度の上昇傾向は同様の挙動を示しました。なかでも特に、硝酸イオン、硫酸イオン、アンモニウムイオンの増加が高濃度時に顕著でした。今回の SPM 成分調査において、高濃度時に二次生成物質といわれている硝酸イオン、硫酸イオン、アンモニウムイオン等が増加していることから、SPM 高濃度の原因の一つとして、これら二次生成物質の増加が大きく関与しているものと示唆されます。
活 用	今後も引き続き、高濃度日の出現時には、原因の解明調査を行なっていきます。また、水溶性イオン成分に加えて有機性成分の分析についても検討し、さらに細かく高濃度となる原因を解明していく、効果的な SPM 削減対策に役立てていきます。

テーマ	化学物質環境汚染実態調査
目 的	本調査は、川崎港及び市内河川の水質、底質中における化学物質審査規制法の指定化学物質、PRTR 制度の候補物質、非意図的生成物質、環境リスク評価及び社会的要因から必要とされる物質等の環境残留状況の実態把握を目的としています。
内 容	環境省では、化学物質の環境残留状況の実態把握を目的とした初期環境調査、環境リスク調査に必要なヒト及び生物への化学物質暴露量の把握を目的とした暴露量調査及び POPs 条約対象物質及び化学物質審査規正法第 1、2 種特定化学物質等の環境実態を経年的に把握することを目的としたモニタリング調査等を行っています。 川崎市では、国の受託調査を受ける一方、市内の化学物質の生産量、使用形態を考慮し化学物質環境汚染実態調査を行なっています。
結 果	環境省から受託調査の結果は毎年「化学物質と環境」として公表されています。また、市の調査結果については環境情報、年報及びインターネット等で公表しております。
活 用	調査結果などを基に国では 1986 年 5 月に化学物質審査規制法の改正（第 2 種特定化学物質、指定化学物質の制度の発定）、1986 年 9 月に第 1 種特定化学物質の指定で、クロルデン類が指定されその後トリプチルスズ、トリフェニルスズ化合物が指定されました。また、1999 年 7 月にはダイオキシン類対策特別措置法が公布されました。 市としては環境濃度の推移を監視するとともに過去の調査結果と併せて化学物質による環境リスクの基礎資料として活用する予定です。

＜衛生研究所における調査研究結果＞

テーマ	地上および上空におけるスギ・ヒノキ花粉の飛散動態に関する基礎調査
目的	国民の 10~15%がスギおよびヒノキ花粉に対するアレルギー有症者という調査結果があり、健康福祉局では 1986 年から花粉アレルギー症にかかる事業の一環として、スギおよびヒノキ花粉の飛散動態の監視を行ってきました。
内容	地上 (Darham 式標準花粉捕集器, Is-rotary 式捕集器, カートラップ) と上空 (消防局の協力によるヘリコプターでの捕獲) で、スギ・ヒノキ花粉の飛散動態を調査しました。
結果	<p>1 地上調査 (Darham 式標準花粉捕集器) 今シーズンのスギ花粉総捕獲数は 275 個 / cm³で調査開始以来 19 年間で 3 番目に少ない成績でした。初捕獲日は 2003 年 12 月 4 日で 3 番目に早い記録でした。飛散開始日は 2 月 19 日で平年より遅い傾向でした。最終捕獲日は 4 月 20 日で 6 番目に早く、飛散期間は平年並みの 139 日間でした。これまで、捕獲数は隔年の増減傾向でしたが、今シーズンは 5 年毎に繰り返される「極めて多い年」と「極めて少い年」の後者に当たることが分かりました。例年、多数捕獲される 2 月下旬から 3 月中旬までの間に、1 日 100 個 / cm³を超える日は数日から十数日ありましたが、今年は 1 日もなく、スギ花粉アレルギー症被害の少ない年と考えられました。ヒノキ花粉も例年より少なく、スギ花粉と似た出現傾向でした。</p> <p>2 上空調査 (ヘリコプターによる捕獲) : 上空 5 定点の初調査日は 2003 年 12 月 11 日で、初日から毎回スギ花粉が捕獲されました。ヘリコプターでは地上より早い時期に飛散状況が把握でき、迅速な予報的情報提供に有用と考えられました。</p>
活用	この研究で得られた花粉の飛散動態は、花粉情報として健康福祉局疾病対策課および衛生研究所のホームページで市民に公開提供されている他、日本気象協会がメディアを通じて全国へ予報的に発信している花粉情報の一部として活用されています。

■経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

取組状況

助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

● 主な助成制度等

名 称	概 要
資源集団回収	家庭から排出される資源化物（古紙類、古布類、生きびん類）を集団回収する市民団体に対し、奨励金（1kg につき 3 円）を交付しています。2003 年度は 1,158 団体で総回収量は 51,236 トン、奨励金交付額は 1 億 5,371 万円でした。
市民リサイクル活動	廃棄物の再利用、再生利用等、リサイクル活動をしている市民団体に、年 10 万円を限度に助成金を交付しています。2003 年度は、8 団体に 39.5 万円を交付しました。
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るために、活動費の一部を補助しています。2003 年度は、129 団体約 15,000 人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集(11.7 トン)を行いました。
市内統一美化活動	各区に美化実行委員会を設け、住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物の撤去の活動費を一部補助しています。
公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2003 年度は、492 団体に 1,341 万円の報奨金が交付されました。
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。2003 年度は、331 団体に 1,048.5 万円の報奨金が交付されました。
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている 5 人以上の団体に、財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2003 年度は、110 団体に 358.6 万円の助成金が交付されました。
屋上緑化等助成精度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2003 年度は、19 件、約 1,100 万円の助成金が交付されました。
公害防止資金融資制度	市内に施設の設備を必要とする工場等を引き続き 1 年以上有する中小企業又は中小企業等共同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金などの融資及び利子の補給を行っています。2003 年度は水質汚濁の防止について 2 件の融資及び 5 件の利子補給を行いました。

名 称	概 要
DPF等装着補助	2002年10月の改正により神奈川生活環境の保全に関する条例に新たに設けられたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されることから、事業者又は個人を対象に、県条例に不適合となる車両（車両総重量3.5t超に限る。）等に対し、ハ都県市指定のDPF、酸化触媒等の装着について2002年12月から補助を行っています。
ディーゼル自動車排出ガス改善促進資金	県条例に新たに規定されたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されることから、中小企業者、各種公益法人等を対象に、2002年12月から新車代替又は粒子状物質減少装置の装着に対し融資を行うとともに、新車代替に利子の補給を行っています。
低公害車導入助成	市内事業者が低公害車の導入をするとき、導入経費の一部を助成しています。（公害健康被害補償予防協会の環境改善事業の一環として実施）要望の拡大に応え、2003年度は、CNG車の導入に対して、国の補助に加えて市が改造費の1/4を補助する制度を新設します。
天然ガス自動車導入助成	事業者が天然ガス自動車を導入するときに助成しています。
ISO認証取得補助制度	市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小製造業者及び中小建設業者が、経営基盤の確立及び国際競争力の強化を図るために取得するISO（国際標準規格）9001及び14001の取得費用に対し補助金を交付しています。2003年度は、20社に400万円を補助しました。

■ 経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度（デポジット制度）等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

● 主な経済的措置

名 称	概 要
事業系の一般廃棄物の処理手数料 (2004年4月から実施)	施設搬入：12円／kg
粗大ごみの処理手数料 (2004年4月から実施)	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
産業廃棄物の処理費用	・可燃 施設搬入：12円／kg ・不燃 施設搬入：5円／kg

デポジット制度 (預託 払戻 制度)

製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするとするもの。

■財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

■ 財政的措置の状況

環境基本計画に掲げる環境要素ごとに、主な施策の概要に掲載する具体的な事業費の概要は次の表のとおりです。

環境基本計画の推進に係る事業費等

(単位：百万円)

	01年度事業費	02年度事業費	03年度事業費	04年度計画費
大気	15,889.8	31,022.4	31,702.6	25,916.5
水質	7,786.1	7,068.7	4,801.9	3,836.2
土	91.5	87.6	55.3	58.5
化学物質	24.1	97.8	43.3	48.9
騒音・振動	368.7	502.3	171.5	6.8
水辺	2,487.9	1,301.8	247.7	302.8
緑	2,661.4	7,094.3	5,500.1	11,449.2
都市アメニティ	571.7	567.7	1,160.5	1,412.6
地球環境	3.5	9.8	29.6	6.7
資源・廃棄物	4,714.4	9,128.5	8,451.5	3974.5
エネルギー	14.3	18.6	175.7	27.5
水循環	136.5	152.2	154.8	310.6
その他	0.0	0.0	5.7	12.9
合計	34,749.9	42,671.8	52,500.2	47,363.7